

東村山市特別支援教育推進計画
(第二次実施計画)

平成22年3月
東村山市教育委員会

はじめに

従来の心身障害教育から特別支援教育への転換をうけて東村山市教育委員会は、平成19年3月に「障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指すこと」を基本理念に掲げ『東村山市特別支援教育推進計画』を策定いたしました。

東村山市特別支援教育推進計画は、幼稚園・保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携、保護者等に対する相談体制の充実、児童・生徒に対する指導の充実、学校の指導体制の充実等を基本的な柱として、これからの東村山市における特別支援教育の展望を明らかにするものです。

保護者の方をはじめ、関係機関のご理解とご協力を得ながら3年にわたり様々な場面で特別支援教育の推進に取り組んでまいりました。

これらの取組を行っていく中で成果や課題、新たな展望が見えてきました。それを踏まえ平成21年6月に第二次東村山市特別支援教育推進検討委員会を設置し検討を重ね『東村山市特別支援教育推進計画』の後期3年間について、見直しを行った結果『東村山市特別支援教育推進計画（第二次実施計画）』（以下第二次実施計画）を策定することとなりました。

第二次実施計画では、第一次実施計画を継承しながらも、児童・生徒の動向や学校の実態、社会の動向等を勘案し修正・追加を行い、一層の特別支援教育の推進にむけ新たな展望を示しました。

特別支援教育の推進には、学校関係者だけでなく保健・医療、福祉、労働等の関係機関との連携や、LD等を含め障害のある幼児・児童・生徒やその保護者への一貫性のある支援が必要です。東村山市教育委員会では、本計画の基本理念の実現に向けて努力を重ねてまいりますので、一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月

東村山市教育委員会

目 次

第一部 東村山市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的…………… 2
- 2 計画の位置づけ…………… 2
- 3 計画の期間…………… 2
- 4 計画の考え方…………… 2

第2章 第一次実施計画の成果と課題

- 1 幼稚園と保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携の充実に向けて…………… 3
- 2 保護者等に対する相談体制の充実に向けて…………… 3
- 3 学校に対する支援体制の充実に向けて…………… 4
- 4 学校の指導体制の充実について…………… 4
- 5 特別支援学級の充実に向けて…………… 4

第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第1章 幼稚園・保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携の充実に向けて

- 1 特別支援教育運営委員会の充実…………… 6
- 2 特別支援教育連絡協議会の設置…………… 7
- 3 個別指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用…………… 8

第2章 保護者等に対する相談体制の充実に向けて

- 1 就学相談及び就学时健康診断等の内容と方法の充実…………… 9
- 2 教員・特別支援教育コーディネーターの資質の向上…………… 10
- 3 情報等の管理を組織的に行う校内体制の充実…………… 11
- 4 特別支援学校のコーディネーターとの連携の充実…………… 12
- 5 <教育委員会と市内小・中学校、特別支援学校の連携体制>…………… 13
- 6 副籍制度（地域指定校）について…………… 14
- 6 広報活動等の充実…………… 15

第3章 学校に対する支援体制の充実に向けて

- 1 顧問講師制度の活用と専門家委員会の構築…………… 16

第4章 学校の指導体制の充実に向けて

- 1 教員サポーター制度の質的な向上と増員…………… 17
- 2 ボランティア等の活用上の留意点の明確化…………… 18

第5章 特別支援学級の充実に向けて

- 1 特別支援学級のセンター校化と教員の専門性の発揮…………… 19
- 2 通級指導学級の増設…………… 20
- 3 連携をもった指導体制の充実…………… 20

第6章 教育環境の整備

- 1 自力通学の推進…………… 21
- 2 施設・設備の整備…………… 21
- 3 補助金の整備…………… 21